

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日は、その翌日)

告 示

鳥取県告示第七十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十五項の規定に基づき、次のとおり土地改良区から役員が退任し、又は就任した旨の届出があつたので、同法同条第十六項の規定により告示する。

昭和四十三年二月六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

法勝寺南土地改良区

退任した役員の名及び住所

理事	杉山重治	西伯郡西伯町大字落合
遠藤潔雄		鴨部
小谷鉄治		福頼
石田興之助		
福田一十		
細田省吾		
吉持信夫		
遠藤正次郎		落合
田中邦雄		
三村一夫		
三輪寮義		
板倉亀吉		
大藏貞利		

目 次

告示
土地改良区の役員のが退任
土地改良区の清算人の就任
市営土地改良事業の認可

町営土地改良事業の認可

村営土地改良事業計画の認可
数人が共同して行なう土地改良事業の認可

土地改良事業計画の変更の認可

土地改良区の定款の変更の認可

鳥取県営土地改良事業分担金徴収規程の一部改正

土地の用途廃止

道路の位置の指定

選管告示

政党、協会その他の団体の支部の収支に関する報告書の要旨

公安告示

昭和三十五年十二月鳥取県公安委員会告示第十三号の一部改正

川本重義	遠藤知良	磯田義郎	難賀瀧	阿代田貞雄	松浦繁	河本廣治	本池昇一	金山速水	金村廣明	田村廣明	荆尾利之	本池清	監事	理 事	就任した役員の氏名及び住所
川本重義	遠藤知良	磯田義郎	難賀瀧	阿代田貞雄	松浦繁	河本廣治	本池昇一	金山速水	金村廣明	田村廣明	荆尾利之	本池清	監事	理 事	就任した役員の氏名及び住所
鴨部	鴨部	鴨部	鴨部	鴨部	鴨部	鴨部	鴨部	鴨部	鴨部	鴨部	鴨部	鴨部	鴨部	鴨部	鴨部
五六六	四三三	三三二	三〇七	三一	二四八	七〇八	一三八三	六〇	一一八五	七五〇	五五六	四二〇	五九九	一四〇	一六八

三村一夫	三輪寛義	川本重義	枝野茂男	板道利	雜賀瀧	松浦繁	細川宣夫	大飯晃	磯田睦夫	本池清	青砥貞治	金山速水	田村廣明	荆尾利之	内田昭二	昭和三十二年八月二十八日通常総会において総選挙の結果当選し八月二十八日就任。任期四年	新開土地改良区	退任した役員の氏名及び住所	監事	任期満了による退任	
三村一夫	三輪寛義	川本重義	枝野茂男	板道利	雜賀瀧	松浦繁	細川宣夫	大飯晃	磯田睦夫	本池清	青砥貞治	金山速水	田村廣明	荆尾利之	内田昭二	昭和三十二年八月二十八日通常総会において総選挙の結果当選し八月二十八日就任。任期四年	新開土地改良区	退任した役員の氏名及び住所	監事	任期満了による退任	
鴨部	鴨部	鴨部	鴨部	鴨部	鴨部	鴨部	鴨部	鴨部	鴨部	鴨部	鴨部	鴨部	鴨部	鴨部	鴨部	鴨部	鴨部	鴨部	鴨部	鴨部	鴨部
五六六	四三三	三三二	三〇七	三一	二四八	七〇八	一三八三	六〇	一一八五	七五〇	五五六	四二〇	五九九	一四〇	一六八	昭和三十二年八月二十八日通常総会において総選挙の結果当選し八月二十八日就任。任期四年	新開土地改良区	退任した役員の氏名及び住所	監事	任期満了による退任	

就任した役員の氏名及び住所

理事 磯 江 義 正 東伯郡北条町大字江北 一六八六

竹 内 徳 夫 ”

昭和三十二年三月三十一日総選挙の結果当選し四月一日就任 任期二年

米川土地改良区

退任した役員の氏名及び住所

理事 中 山 茂 米子市観音寺

昭和四十二年十一月九日死亡に伴い退任

就任した役員の氏名及び住所

理事 浦 上 金 一 米子市観音寺 一四〇

阿 部 隆 境港市高松町 一六八

昭和四十二年十二月一日臨時総代会において補欠選挙の結果当選し十二月八日就任 任期昭和四十四年一月二十日まで

鳥取県告示第七十九号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第六十八条第二項において準用する同法第十八条第十五項の規定に基づき、次の土地改良区から清算人が就任した旨の届出があつたので、同法第六十八条第二項において準用する同法第十八条第十六項の規定により告示する。

昭和四十三年二月六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

日吉津村海川土地改良区

就任した清算人の氏名及び住所

理事 坂 本 賢 顕 西伯郡日吉津村大字日吉津 七〇〇

三 島 竹 松 ” 七二二

橋 田 正 勝 ” 六四〇

元 田 祐 好 ” 六四八

高 石 正 一 ” 六三五

大 江 季 市 ” 六七五

川 原 幸 一 ” 七二五

大 東 房 寿 ” 一、六四一の三

石 田 初 蔵 ” 七三一の一

高 田 国 雄 ” 七三一

齊 下 一 男 ” 六七八

松 本 武 夫 ” 大字今吉 五六

坪 内 正 雄 米子市二本木 一、〇五八

橋 本 勝 二 西伯郡淀江町大字佐陀 五六七

村 上 栄 太 郎 ” 日吉津村大字日吉津 八八八の七

昭和四十二年十一月二十七日解散認可に伴い十二月四日就任 任期は精算終了まで

鳥取県告示第八十号

鳥取市長から申請のあつた市営土地改良(農道整備)事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和四十三年二月一日認可したの

で、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和四十三年二月六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第八十一号

鳥取市長から申請のあつた市営土地改良（かんがい排水）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和四十三年二月一日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和四十三年二月六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第八十二号

中山町長から申請のあつた町営土地改良（農道整備）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和四十三年二月一日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和四十三年二月六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第八十三号

青谷町長から申請のあつた町営土地改良（農道整備）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和四十三年二月一日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

で、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和四十三年二月六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第八十四号

淀江町長から申請のあつた町営土地改良（農道整備）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和四十三年二月一日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和四十三年二月六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第八十五号

日野町長から申請のあつた町営土地改良（農道整備）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和四十三年二月一日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和四十三年二月六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第八十六号

東伯町長から申請のあつた町営土地改良（農道橋整備）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和四十三年二月一日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

ので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和四十三年二月六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第八十七号

昭和四十三年一月二十二日付けで佐治村長から申請のあつた土地改良(農道整備)事業計画については、審査した結果適当と認めためたので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第五項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十三年二月六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

- 一 縦覧に供する書類の名称 土地改良事業計画書及び条例の写し
- 二 縦覧に供する期間 昭和四十三年二月七日から二十日間
- 三 縦覧に供する場所 佐治村役場
- 四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第八十八号

鳥取市下味野山根一ほか二十四人の者から申請のあつた数人が共同して行なう土地改良(老朽ため池補強)事業については、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十五条第三項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和四十三年二月一日認可したので、同法第九十

五条第四項の規定により告示する。

昭和四十三年二月六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第八十九号

米子市葭津渡辺よしこほか七十七人の者から申請のあつた数人が共同して行なう土地改良(かんがい排水)事業については、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十五条第三項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和四十三年二月一日認可したので、同法第九十条第四項の規定により告示する。

昭和四十三年二月六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第九十号

箕蚊屋土地改良区から申請のあつた土地改良(維持管理)事業計画の変更については、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第四十八条第六項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和四十三年一月三十日認可したので、同法第四十八条第八項の規定により告示する。

昭和四十三年二月六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第九十一号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第三十条第二項の規定に基づき、天津土地改良区の定款の変更を昭和四十三年二月一日認可したので

で、同法同条第三項の規定により告示する。

昭和四十三年二月六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第九十二号

鳥取県営土地改良事業分担金徴収規程（昭和三十三年七月鳥取県告示第三百二十一号）の一部を次のように改正し、昭和四十二年度分分担金から適用する。

昭和四十三年二月六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

第二条中第九号を第十二号とし、第八号の次に次の三号を加える。

九 北条砂丘ほ場整備事業 工事費の百分の二十七・五

十 湖山砂丘ほ場整備事業 工事費の百分の二十七・五

十一 以西開拓パイロット事業 工事費の百分の十七・五

事務費の百分の二十五

事務費の百分の二十五

事務費の百分の二十五

鳥取県告示第九十三号

建設省所管国有財産の次の土地は、昭和四十三年二月六日から用途廃止した。

昭和四十三年二月六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

場	所	面積 (平方メートル)	用途
米子市富益町字往来西一三	三、〇二七番地先	二八・四八	道路敷

鳥取県告示第九十四号

建設省所管国有財産の次の土地は、昭和四十三年二月六日から用途廃止した。

昭和四十三年二月六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

場	所	面積 (平方メートル)	用途
米子市東福原字大バエ五九二ノ一番地先から	五九二ノ四番地先まで	三三・五八	道路敷

鳥取県告示第九十五号

建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）第九条の規定による申請に基づき、次のとおり昭和四十三年一月三十日道路の位置を指定したので、同規則第十条の規定により告示する。

その関係図面は、鳥取県土木部建築課において縦覧に供する。

昭和四十三年二月六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

申請人の住所及び氏名	道路の位置の指定場所	道路の幅員及び延長
鳥取市田島四三九	鳥取市西品治字田島前ノ二	幅員 四・〇〇メートル
浦 島 丈 徳	七九八の一部	延長 二九・六メートル
"	八〇一の二"	"
"	八〇九"	"
"	八一四の一"	"

鳥取県告示第九十六号

建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）第九条の規定による申請に基づき、次のとおり昭和四十三年二月二日道路の位置を指定したので、同規則第十条の規定により告示する。

昭和四十三年二月六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

申請人の住所及び氏名	倉吉市上井町一丁目一〇ノ一八	倉吉市新田字モゲ川下ノ段	道路の位置の指定場所	道路の幅員及び延長
	上井土地株式会社 代表取締役社長	七〇〇の一の一部	幅員 四・〇メートル 延長 六・三〇メートル	
	田 栗 栄	字 モゲ川		
		六六五の六の一部		
		六七〇の四		
		六七三		
		六七五の四		

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第三号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十八条において準用する同法第十二条の規定による政党、協会その他の団体の支部の収支に関する報告書の要旨を、同法第二十条の規により次のとおり公表する。

昭和四十三年二月六日

鳥取県選挙管理委員会委員長 加 藤 章

- 1 種類 政治資金規正法第18条の規定による報告書
- 2 期 間 昭和42年1月1日から昭和42年6月30日まで
- 3 報告書の要旨

政党協会その他の団体の収支に関する報告書要旨

政党、協会その他の団体名	寄附及び収入文 は寄附の総額	一件千円以上		一件五百円以上		支出の総額		一件千円以上		一件五百円以上		報告書受理 年 月 日
		件数	総額	件数	総額	件数	総額	件数	総額	件数	総額	
日本社会党鳥取県本部	1,390,419円	0	0円	0	0円	1,239,752円	89	1,198,711円	27	20,538円	42.10.25	
日本民主教育政治連盟鳥取県支部	0	0	0円	0	0円	0	0	0	0	0円	42.12.25	

4 主たる寄附者及び支出

(1) 寄附者

なし

(2) 支出

政党、協会その他の団体名 日本社会党鳥取県本部	支出の総額	件数	支出の目的
	93,439円	13件	通信費
	2,000円	2件	広告費
	51,100円	11件	印刷費
	7,140円	5件	搬送料
	456,950円	6件	燃料費
	118,030円	11件	除動費
	72,128円	6件	保険料
	14,024円	5件	消費品費
	42,239円	6件	会議費
	4,200円	2件	燃料費
	170,580円	11件	旅立費
	46,446円	3件	立替金
	10,910円	5件	食糧費
	108,245円	4件	反受金返金
	1,280円	1件	負担金

公安委員会告示

鳥取県公安委員会告示第八号

昭和三十五年十二月鳥取県公安委員会告示第十三号（道路の交通に関する規制について）の一部を次のように改正し、昭和四十三年二月十一日から施行する。

昭和四十三年二月六日

鳥取県公安委員会委員長

沢

住

辰

藏

5の項中

倉吉市八屋字中河原三〇七番地先

竹田橋東詰

を

倉吉市八屋字中河原三〇七番地先

竹田橋東詰北側

倉吉市八屋字中河原官有無番地先

”

南側

に改める。

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行所鳥取市東町一丁目鳥

取

県

【定価一部一箇月三百円（送料を含む。）】